

国民の皆様の声・集計報告票

平成30年 5月1日(火) ~ 平成30年 5月31日(木) 受付分

| | |
|-----|--------------------------------------|
| 担当部 | 企画調整部企画課 国民の皆様の声担当 (03-3506-9600) |
|-----|--------------------------------------|

| 国民の皆様の声 把握方法別件数 | 電話 | HP入力フォーム | メール | FAX | 来訪 | 合計 |
|--------------------|----|----------|-----|-----|----|--------|
| | 件 | 1 件 | 件 | 件 | 件 | 1 件 |

| 国民の皆様の声の 内訳(大分類) | ① 制度に関する提言 | 件 |
|---------------------|----------------------------|--------|
| | ② 制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む) | 1 件 |
| | ③ 法令遵守違反に関するもの | 件 |
| | ④ その他 | 件 |

(主なご意見等)

| 項番 | 内容 | お答え | 分類 |
|----|--|--|----|
| 1 | 副作用被害救済制度の電話相談窓口の対応について、具体的な内容をあまり聞かず、協力的ではなかったため、もう少し親切な対応してほしい。 また、障害年金制度について、請求が受理された翌月からの給付ではなく、国民年金の障害基礎年金同様に証明ができれば過去に遡って支給されるようにしてほしい。 | <p>このたびは、不愉快な思いをさせてしまい、申し訳ございませんでした。 今後は、このようなご指摘をいただくことがないよう、適切な案内を行ってまいりたいと存じます。</p> <p>障害年金の支給については、医薬品医療機器総合機構法施行令第14条に「その請求があった日の属する月の翌月から始め」とあるため、過去に遡って支給はしていません。 副作用被害救済制度は民事法上の損害賠償責任や公的な社会保障の一つである国民年金とは性格が異なり、見舞金的性格の強い制度であり、副作用による健康被害の迅速な救済を図るという制度の目的を踏まえて、政策的に給付の種類や水準等が設定されています。 なお、制度の運用はPMDAですが、法律の所管は厚生労働省であるため、いただいたご意見は、厚生労働省へお伝えいたします。</p> <p>PMDAとしてもより多くの方に制度を理解していただくよう、引き続き制度広報に努力してまいりたいと存じます。</p> | ② |